

航空輸送できない危険物等一覧

1 航空危険物の種類

分類		区分		定義	主な品目	危険物ラベル・取扱ラベル・マーク	GHSラベル
第1分類	火薬類	区分1.1 から 区分1.6	火薬類	火薬、爆薬、火工品その他の爆発性を有する物件	花火、発煙筒、爆竹、クラッカー、導火線		
第2分類	高圧 ガス	区分2.1	引火性ガス	摂氏二十度で絶対圧力百一・三キロパスカルにおいて、空気と混合した場合の爆発限界の下限が十三パーセント以下のもの又は爆発限界の上限と下限の差が十二パーセント以上のもの	小型燃料ガスボンベ、喫煙用ガスライター、引火性エアゾール		
		区分2.2	非引火性・非毒性ガス	引火性及び毒性以外のガス	タイヤ、スプレー缶、消火器、圧縮酸素、液体窒素、液体アンモニア、非引火性エアゾール		
		区分2.3	毒性ガス	人が吸入した場合に強い毒作用を受けるもの	一酸化炭素、圧縮酸素、液体窒素、液体アンモニア、非引火性エアゾール		
第3分類	引火性液体			引火点（密閉式引火点測定法による引火点をいう。以下同じ。）が摂氏六十度以下の液体（引火点が摂氏三十五度を超える液体であつて、燃焼継続性がないと認められるものが当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）又は引火点が摂氏六十度を超える液状の物質（当該引火点未満の温度で輸送される場合を除く。）	ガソリン、ペイント、印刷インク、香料、アルコール、薬用アルコール、接着剤等、マニキュア、香水、ライター、薬品、除光液、石油ファンヒーター（未使用、使用済）、灯油、歯科材料		
第4分類	可燃性 物質類	区分4.1	可燃性物質	火気等により容易に点火され、かつ、火災の際これを助長するような可燃性の物質	安全マッチ、セルロイド、金属粉末、リン、硫黄		
		区分4.2	自然発火性物質	通常の輸送状態で、摩擦、湿気の吸収、化学変化等により自然発熱又は自然発火しやすい物質	活性炭、竹炭、硫化ナトリウム、金属触媒		
		区分4.3	水反応可燃性物質	水と作用して引火性ガスを発生する物質	カルシウム、カーバイト、マグネシウム、バリウム		
第5分類	酸化性 物質類	区分5.1	酸化性物質	他の物質を酸化させる性質を有する物質であつて、有機過酸化物以外のもの	漂白剤、化学酵素発生装置、過酸化水素水、硝酸アンモニウム肥料		
		区分5.2	有機過酸化物	容易に活性酸素を放出し他の物質を酸化させる性質を有する有機物質	メチルエチルケトンパーオキシド		
第6分類	毒物類	区分6.1	毒物	人がその物質を吸入し、皮膚に接触し、又は体内に摂取した場合に強い毒作用又は刺激を受ける物質	農薬、染料、消毒剤、殺虫剤、消毒剤、水銀化合物		
		区分6.2	ウイルスを移しやすい物質	病原体及び病原体を含有し、又は病原体が付着していると認められる物質	検体、医薬品廃棄物、バクテリア、ウイルス		
第7分類	放射性 物質等	I類 II類 III類		放射性物質（電離作用を有する放射線を自然に放射する物質をいう。）及びこれによつて汚染された物件（告示※1で定める物質及び物件を除く。）	医療用アイソトープ、工業用アイソトープ		
第8分類	腐食性物質			化学作用により皮膚に不可逆的な危害を与える物質又は漏えいの場合に航空機の機体、積荷等に物質的損害を与える物質	気圧計、体温計（アナログ）、バッテリー、プリントナー、水銀、硫酸、塩酸、酢酸、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム		
第9分類	その他の有害物質			上記物件以外の物件であつて人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれのあるもの（告示※1で定めるものに限る。）	リチウム電池（※2）、ドライアイス（※2）、磁性物質		
第10分類	凶器			凶器 鉄砲、刀剣その他人を殺傷するに足るべき物件	鉄砲、刀剣		

(注)火薬類、ガスボンベ、ガソリン等は引受できません。

※1 「告示」…航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和58年運輸省告示第572号）

※2 一定の条件を満たした上で航空会社に申告することにより、航空輸送することができます。